

では、「あなたは外国に住んでいる人（非居住者）です。」と判定された人が日本の税金を払うのは
どういう時でしょうか？

ケース1；日本に住んでいない人（非居住者）の場合

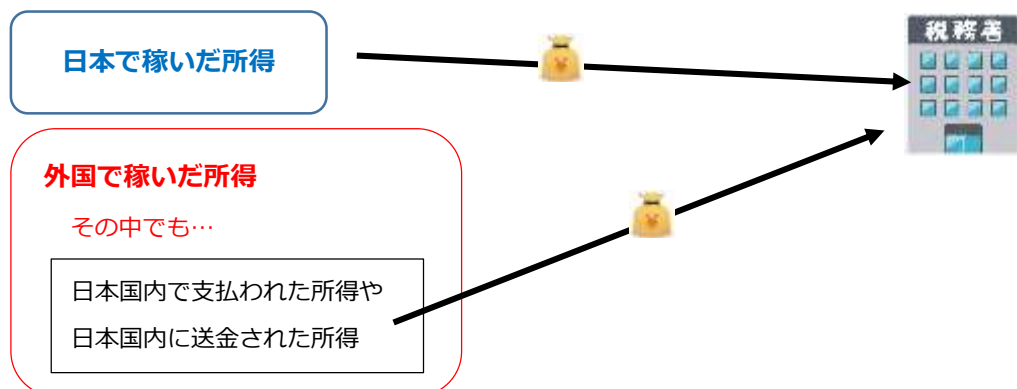


このように、日本国内で稼いだ所得だけが税金の対象です。

外国で稼いだ所得に対しては、日本の税金を納める必要はありません。

**ケース2；日本に住んでいる人（居住者）だが、日本国籍がなく、なおかつ過去 10 年以内の
間に日本に住んでいた(※)期間の合計が 5 年以下である人の場合**

(※)正確には「住所又は居所を有する期間」です。「居所」は、「その人の生活の本拠ではないが、その人が現実的に居住している場所」をいいます。

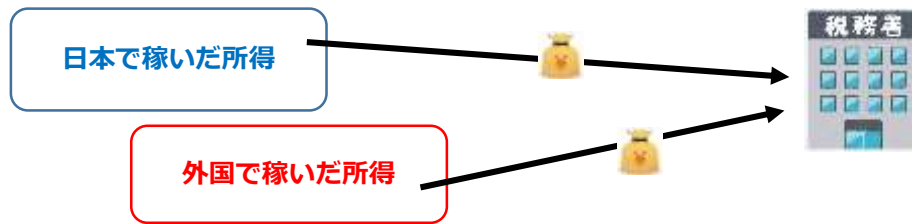


要するに「日本に永住していない外国人」といえば分かりやすいでしょうか。

この場合は、日本で稼いだ所得と、日本で受け取った所得が税金の対象になります。

これは、日本に住んでいる人（居住者）と比較してみると分かりやすくなります。

ケース3 ; 日本に住んでいる人（居住者）の場合（※上記ケース1に該当する人は除く）



この場合は、国の内外は関係なく稼いだ所得すべてが税金の対象です。

No.2010 納税義務者となる個人 [平成 26 年 4 月 1 日現在法令等]

所得税法では、所得税の納税義務者を居住者、非居住者、内国法人、外国法人の四つのグループに分けてそれぞれ納税義務を定めています。なお、法人でない社団や財団で代表者や管理人が決められているものは、法人と同じように扱われます。

1 居住者の課税所得の範囲

居住者とは、日本国内に住所があるか又は現在まで引き続いて 1 年以上居所がある個人です。なお、居住者は「非永住者以外の居住者」と「非永住者」に分かれます。

(1) 非永住者以外の居住者

非永住者以外の居住者は、所得が生じた場所が日本国の内外を問わず、そのすべての所得に対して課税されます。一般的にはほとんどこのケースに該当します。

(2) 非永住者

居住者のうち日本国籍がなく、かつ、過去 10 年以内の間に日本国内に住所又は居所を有する期間の合計が 5 年以下である個人を非永住者といいます。

非永住者は、国内において生じた所得（国内源泉所得）と、これ以外の所得（国外源泉所得）で日本国内において支払われたもの又は日本国内に送金されたものに対して課税されます。

(注) 平成 18 年 3 月 31 日以前においては、居住者のうち日本に永住する意思がなく、かつ現在まで引き続いて 5 年以下の期間、日本国内に住所又は居所を有している個人を非永住者と判定します。

2 非居住者の課税所得の範囲

居住者以外の個人を非居住者といいます。非居住者は、日本国内において生じた所得（国内源泉所得）に限って課税されます。（所法 2、4、5、7、平 18 改正所法附則 3）

No.2872 非居住者等に対する課税のしくみ[平成 26 年 4 月 1 日現在法令等]

我が国の所得税法では、個人の納税義務者を「居住者」と「非居住者」に、法人を「内国法人」と「外国法人」とに分けた上で、「非居住者又は外国法人（以下「非居住者等」といいます。）」に対する課税の範囲を「国内源泉所得に限る」とこととされています。（※以下の部分省略）